

## 指定給水装置工事事業者の講習に関する取扱要綱

(制定 平成 20 年 7 月 9 日局長決)  
(最近改正 令和元年 5 月 30 日局長決)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和 33 年大阪市水道事業管理規程第 4 号）第 17 条の 2 第 2 項に基づいて講習の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (講習の目的)

第2条 大阪市指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）による適正な給水装置工事の施行の確保に資するとともに、指定給水装置工事事業者に対して必要な情報の提供等を行うことを目的とする。

### (講習の対象者)

第3条 講習の対象者は次の各号に掲げるもののうち、この講習を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者とする。

- (1) 指定給水装置工事事業者が法人の場合は、代表者又は給水装置工事に従事する者とする。
- (2) 指定給水装置工事事業者が個人の場合は、指定給水装置工事事業者又は水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 2 により申請を行った事業所において給水装置工事に従事する者とする。

### (講習の時期)

第4条 講習はおおむね 3 年に 1 回の開催とする。

### (講習の通知)

第5条 局長は、指定給水装置工事事業者全てに対して講習実施の通知をするものとする。

### (申請手続)

第6条 指定給水装置工事事業者は、原則、本市が開催する講習を受講するものとし、受講にあたっては事前に講習受講申請書を局長へ提出するものとする。なお、講習受講申請書は第 1 号様式による。

### (講習費用)

第7条 局長は、講習に際し指定給水装置工事事業者より講習受講料として、その費用を徴収することができるものとする。

### (講習受講済証の交付)

第8条 局長は、講習の受講者に対して受講済証を交付することとする。なお、受講済証は第 2 号様式による。

### (講習不受講の取扱い)

第9条 局長は、本市が開催する講習を受講しない指定給水装置工事事業者に対しては、不受講理由書の提出を依頼するものとする。なお、不受講理由書は第 3 号様式による。

### 附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 10 日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

第1号様式  
大阪市指定給水装置工事事業者講習受講申請書

年 月 日

大阪市水道局長

大阪市指定給水装置工事事業者講習の受講申請をします。

指 定 番 号	第 号
フ リ ガ ナ	
氏 名 又 は 名 称	
住 所	
代表者の氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

講 習 参 加 者	
フ リ ガ ナ	
氏 名	
主任技術者の場合は免状交付番号	第 号

第2号様式

## 受講済証

指定番号 号  
氏名または名称

あなたは 年度の大阪市指定給  
水装置工事事業者講習を受講した  
ことを証します。

年 月 日

大阪市水道局長

第3号様式

大阪市指定給水装置工事事業者講習不受講理由書

年 月 日

大阪市水道局長

大阪市指定給水装置工事事業者の講習について、次の理由により欠席します。

指 定 番 号	第 号
フ リ ガ ナ	
氏 名 又 は 名 称	
住 所	
代表者の氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	

講 習 不 受 講 の 理 由